

< 参 考 >

## 交通安全対策基本法抜粋

(昭和 45 年 6 月 1 日 法律第 110 号)

(目 的)

第 1 条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第 16 条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- (3) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第 17 条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、都道府県知事をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 都道府県教育委員会の教育長
- (3) 警視総監又は道府県警察本部長
- (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
- (5) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
- (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
- (7) その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

第 25 条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。
- 4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するように努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであってはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第1項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第4項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

# 交通安全対策基本法施行令

(昭和 45 年 6 月 8 日 法律第 175 号) 抜粋

(都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準)

第 5 条 交通安全対策基本法(以下「法」という。)第 17 条第 5 項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理するものとする。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- (3) 特別委員は、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (4) 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (5) 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- (6) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (7) 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- (8) 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議にはかつて定めるものとする。

## 交通安全対策基本法第 2 条第 11 号の規定による 内閣総理大臣が指定する指定行政機関

(昭和 45 年 7 月 13 日 総理府告示第 30 号) 抜粋

交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 2 条第 11 号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関は、次のとおりとする。

管区警察局 北海道開発局 沖縄総合事務局 経済産業局 地方運輸局 管区  
气象台 沖縄气象台 総合通信局 都道府県労働局 地方整備局

## 岐阜県交通安全対策会議条例

(昭和 45 年 11 月 10 日 条例第 41 号) 抜粋

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 17 条第 5 項の規定により、岐阜県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第 2 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第 3 条 法第 17 条第 3 項第 4 号に規定する者をもって充てられる委員の定数は、7 人以内とする。

2 法第 17 条第 3 項第 6 号に規定する者をもって充てられる委員の定数は、3 人とし、その任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

一部改正（昭和 54 年条例 24 号・62 年 6 号・平成 17 年 71 号）

(幹 事)

第 4 条 会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(委 任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

### 附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程

(昭和 50 年 4 月 1 日 岐阜県訓令甲第 9 号) 抜粋

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、岐阜県行政組織規則（昭和 32 年岐阜県規則第 59 号）第 13 条に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の委員等のうち、当該委員等の一部を知事が職員の中から任命するものについて、その任命の手続きの簡素化及び迅速化を図るため、当該任命する委員等の職を充て職とし、その職の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(充てる職)

第 2 条 別表の上欄に掲げる附属機関に置かれる同表中欄に掲げる委員等の職には、同表下欄に掲げる職員の職にある者をもって充てる。

別 表（第 2 条関係）

附属機関	岐 阜 県 交 通 安 全 対 策 会 議	
委員等の職	委 員	幹 事
委員の職	総務部長 環境生活部長 健康福祉部長 県土整備部長	財政課長、消防課長、環境生活政策課長、私学振興 ・青少年課長、医療整備課長、高齢福祉課長、障害 福祉課長、農地整備課長、森林整備課長、道路建設 課長、道路維持課長、公共交通課長、都市整備課長 都市公園課長